

令和元年9月4日

産業建設常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和元年9月4日
開会 11時00分 閉会 11時35分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 谷口和弥
副委員長 若山和幸
委員 小田新紀 荒貴賀 芳滝仁
議長 寺林俊幸
- 4 欠席者 委員 藤原孟
- 5 傍聴者 石川康弘 内山美穂子 小島智恵 酒井はやみ 野原恵子
澤村記者(勝毎) 小坂記者(道新)
- 6 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明
経済部長 岡田直之 農林課長 香田裕一
林務係長 扇拓也
- 7 事務局 事務局長 細澤正典 議事課長 半田健 係長 遠藤寛士
- 8 審査事件及び審査結果
- 1 付託された議案の審査について(別紙)
 - 2 道内視察研修について
 - (1)視察先、視察項目
「令和元年度 産業建設常任委員会 道内先進地視察行程表(案)」
で全委員承認したが、視察先の受入確認ができていないため、代替案についても示していただきたいという意見があった。正副委員長で相談し、個別に委員に示すこととした。
 - (2)視察日程
10月開催ということで確認した。
 - (3)役割分担
視察先が確定してから決定することとした。

- 3 所管事務調査項目について
道内視察研修に関連した項目について行うこととし、詳細については正副委員長に一任することとした。
- 4 その他
道内視察研修の日程等の決定と委員会の活性化に向けた取組のため、会期中に再度開催することとした。

産業建設常任委員会委員長 谷口和弥

◇審査結果

(11:00 開会)

- 委員長（谷口和弥） それではただ今より、産業建設常任委員会を開会します。
議事に入る前に諸般の報告をお願いします。
議会事務局長。
- 事務局長（細澤正典） 藤原委員より欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。
- 委員長（谷口和弥） これより議事に入ります。それでは、先の本会議で当委員会に付託された議案第57号、幕別町森林環境譲与税基金条例についてを議題とします。
町の方から説明を求めたいと思います。
経済部長。
- 経済部長（岡田直之） 議案第57号、幕別町森林環境譲与税基金条例についてご説明を申し上げます。はじめに条例制定に至った経緯等についてご説明いたしますので、本日配布いたしました資料の1ページの1、条例制定の経緯についてをご覧ください。
また、先ほどの本会議での副町長の提案説明と重複する部分もありますが、お許しをいただきたいと思います。
国は温室効果ガスの排出削減や災害防止等を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から（1）にありますとおり、平成30年度税制改正の大綱において森林環境税と森林環境譲与税を創設することを決定し、（2）の森林経営管理法の公布、（3）の平成31年度税制改正の大綱を経て、（4）にありますとおり、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が公布され、森林環境譲与税が平成31年4月1日に創設され、森林環境税が令和6年1月1日に創設されるものであります。
次に2の森林環境税についてであります。森林環境税につきましては、年額1,000円が個人住民税の納税義務者に均等割と合わせて課税され、令和6年度から賦課徴収されるものであります。
次に3の森林環境譲与税についてであります。森林環境譲与税につきましては、森林環境税の収入額に相当する額を人口や私有林人工林面積、林業就業者数に応じて、算定され、特例措置により段階的に引き上げられ最終的には10分の9を市町村に、10分の1を都道府県に案分して毎年度9月と3月に譲与されるものであります。また、（3）と（4）にありますとおり、森林環境譲与税は法令によりその用途が限られており、これらの用途の公表についても義務付けられているところであります。（5）になりますが、譲与の時期につきましては、森林環境譲与税は森林現場の課題に早急に対応する観点から、森林環境税の課税に先行して、令和元年度から譲与されるものであります。資料の2ページの（6）をご覧ください。制度の創設段階における森林環境譲与税の譲与の特例措置についてであります。国においては、森林環境譲与税を先行するにあたって、その原資は交付税および譲与税特別会計における借入により対応することとし、特例措置により市町村の譲与額を徐々に増加するように設定しつつ、借入金は後年度の森林環境税の税収の一部を持って償還することとしております。
次に国の森林環境譲与税総額の試算額であります。この表にありますとおり譲与税の総額は令和3年度までが年200億円、6年度までが300億円、10年度までが400億円、14年度までが500億円、15年度からは年600億円と試算しており、譲与税の町と道の譲渡割合は令和6年度までは8対2の割合ですが、段階的に引き上げられ、令和15年度からは法律の本則に基づく、9対1の割合になるものであります。

次に4の本町の森林環境譲与税の試算額についてであります。北海道の試算によりますと私有林人工林面積や林業就業者数、人口に応じて試算した額は、令和3年度までが年11,322千円、6年度までが16,984千円、10年度までが24,061千円、14年度までが31,138千円、15年度以降が年38,216千円とされております。

次に5の森林環境譲与税の使途についてであります。森林環境譲与税の使途につきましては、法で2点定められており、1点目の森林整備に関する施策といたしましては、森林経営計画を策定していない、私有林人工林を対象とした経営管理意向調査や国の補助事業の採択要件を満たさない私有林人工林での除間伐等に対する補助などを予定しております。2点目の森林の整備を担うべき人材の育成および確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進その他の森林の整備の促進に関する施策といたしましては、公共施設等への木製家具や木製遊具の導入、木育事業などが考えられるところであります。町といたしましても、国民が負担する森林環境税の意義を十分理解した上で法令の範囲内において使途を定め、事業の執行と財源の管理を明確にする必要があることから森林環境譲与税の全額を基金に積み立て、後年度における本町の森林整備やその促進に必要な事業に要する費用に充てるため、新たな基金を設置しようとするものでございます。

議案書の7ページをお開きください。以下、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条は基金の設置目的を定めるものであり、本町における森林整備やその促進に必要な事業に要する経費の財源に充てるために幕別町森林環境譲与税基金を設置しようとするものであります。

第2条は基金の積立額は国から譲与される森林環境譲与税に基づき、毎年度一般会計予算において定めるとするものであります。

第3条は基金の管理を最も確実かつ有利な方法により行うものと定めるものであります。なお、最も確実かつ優位な方法とは、安全で危険のない方法で最も経済的な価値を十分に保全発揮できる方法で管理するものであり、原則として適時適正に預金による利益の運用を図るものであります。

第4条は基金の運用益金の処理について定めるものであります。預金利子収入や森林経営管理法に基づく木材販売収益などにつきましても、当該基金に積み立てるものであります。

第5条は、財政運営を行う上で基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとして、一般会計の歳入歳出予算に繰り替えて運用することができるよう定めるものであります。なお、繰替運用とは一般会計等で資金が一時的に不足した場合に団体の内部で融通できるものであり、各自治体のこのような基金条例におきましても一般的に規定しているものであります。

第6条は基金の処分について定めるものであります。森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律、第34条第1項に定める使途の範囲内において、本町の森林整備やその促進に必要な事業を実施する場合に限り、その財源に充てることのできるものとして定めるものであります。

第7条は、委任規定で基金の管理に関し、必要な事項は町長が別に定めるものであります。

附則につきましては、本条例の施行期日を交付の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥）以上で、説明員の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑のある方は挙手にてお願いします。

荒委員。

○委員（荒貴賀） 森林の保全と林業の促進には、大変重要な取組であるということは理解いたしました。今回の条例の中にですね、第3条第2項にですね、有価証券に代えることができるという文言がありました。先ほど、ご説明の中では預金によって運用することが大前提というようにお話ではありましたが、この文言を入れた理由について何か理由があったのでしょうか。お聞きいたします。

○経済部長（岡田直之） 先ほどご説明いたしましたように、預金による運用ということをお大前提に考えておりますけれども、他の基金と同様にですね、こういったことも想定される、有り得るということでこの文言を入れているというところでございます。

以上です。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。

若山副委員長。

○委員（若山和幸） 1点お伺いしたいと思います。今の説明で理解はいたしますけれども、幕別町の森林環境譲与税の使途というお話の中で、除間伐であるとか、担い手育成というお話でしたけれども、基金を積み立てることに対しては、私は異議はないですけれども、どのような割合でそういう事業に年間計画して、どのくらい基金に積んでいくというような考えを持っておられるのかをお聞きしたいと思います。

○農林課長（香田裕一） 基金の使途についてですけれども、現在考えておりますのが、森林経営管理法に基づく、意向調査を予定しております。それが、当初2か年ほどで予定しております、概ね800万円程度かかるかと思っております。それ以外にですね、民有林の除間伐に対してですけれども、5ha以上が補助採択要件となっております。それ以外の補助採択要件にならない5ha以下の森林で除間伐を行った事業者に対して補助も予定しております。ただですね、その事業費につきましては、今後、森林組合、森林事業者等々と協議しながら定めていこうと思っております。

北海道の方からも森林環境譲与税の使途につきましては、当面5年間の予定を基本方針として定めて公表するようということですので、今回、基金条例が制定された後にですね、そういう事業者と協議しながら方針を今年度中に定めたいと思っております。以上です。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑のある方。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） これでは、これで質疑を終了します。

説明員の方、どうもありがとうございました。

説明員が退席しますので、暫しの時間、休憩とします。

（暫時休憩）

○委員長（谷口和弥） 休憩前に引き続き、議事を再開します。

本議案に対する各委員のご意見をお伺いいたします。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

荒委員。

○委員（荒貴賀） 先ほどお話ししました森林の保全、林業の振興には予算を計上して促進していくということは大変重要なことであるとは認識しています。

ただ、森林環境税、要は税金ということになってくるんです。やはり、税負担の観点

から国民だけ負担するということは、いかななものかなと少し思っているところであり
ます。2016年の林野庁の税制改革案では企業にも負担というものがあつたんですが、森
林環境税だけが残って、企業への負担というものが実際なくなってきたという経緯があ
りました。やはり、私は国民が負担するというのもそうですけれども、やはりCO₂の排
出企業であるところの事業者負担というのも考えていく必要があると思います。森林環
境税のあり方について一言申し入れたところであります。以上です。

○委員長（谷口和弥） そういう考え方があるということを書いておきたいというこ
とですね。ほかに意見はありませんか。

芳滝委員。

○委員（芳滝仁） 税負担の関係、出すところの問題、おっしゃった形ではありませ
んけれども、このことにつきましては、国としても、形がなかなか定まらなかったのだら
うと思いますけれども、遅きに失したという気がしているところでありまして、もう少
し早くそういう形のことになっておいたら、いわゆる自然の環境につきましても、も
っと保全が早くにできたのかなという思いでありまして、これから運用されていくん
でしようけれども、様々なことがあると思いますけれども、このことにつきましては
必要なことかなというふうな考え方であります。

○委員長（谷口和弥） ほかにご意見ありませんか。

（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） それでは、次は討論ということになります。ちょっとご相談
させてください。今日、こういった形で本会議で提案があつて付託を受けて、今、審
議をさせていただいているところであります。この議案の検討の進め方なんですけ
れども、このまま今日、討論を深めていって、皆さんが十分な理解と討論ができた
ということであれば、採決ということも私のほうでは、考えているんですけれど
も、そういったことでは、皆さんどうでしょう。審議のスピードとしてね、今日、
採決するというところまでさせていただいてよろしかったでしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（谷口和弥） それでは、討論に移ってまいりますけれども、この議案に
対しての反対の討論というのはございますか。ないということではよろしかった
ですか。

（よいの声あり）

○委員長（谷口和弥） 賛成の意見はありますか。

特にもうよろしかったですか。そしたら、このまま採決に移ってよろしかった
でしょうか。

（よいの声あり）

○委員長（谷口和弥） それでは、採決をいたします。議案第57号、幕別町森林環境
譲与税基金条例について、原案のとおり決することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。従いまして、議案第57号につ
いては、原案のとおり可決いたしました。なお、本件の報告書につきまして
は、委員長と副委員長に一任していただきたいと思いますけれども、それ
でよろしかったでしょうか。

（異議なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） それではそのようにさせていただきます。

それでは、インターネット中継を終了とさせていただきます。暫時休憩です。

（暫時休憩）